

↳ 使用人兼務役員給与の活用

Q : 役員に対する臨時的給与(賞与)は事前届出をしなければ損金算入できないそうですが、何かこれに対応できる方法はありませんか？

A : 役員を使用人兼務役員にして、使用人部分の給与を支給するということが考えられます。

【解説】

今年度の税制改正で、平成18年4月1日以後に開始する事業年度では、役員に対する臨時的給与(賞与)は、事前に所轄税務署長にその内容を届出しなければ損金の額に算入することができなくなりました。

これに対して使用人兼務役員に対する使用人部分の給与は、他の使用人と同じ時期に支給すれば損金算入することができ、役員のように事前届出をする必要はありません(役員の職務に対する給与である場合は、事前に届出が必要です)。ただし、支給した給与の額のうち不相当に高額と認められる部分の金額は損金に算入することはできません。

したがって、ある程度融通を効かせたいということであれば、役員から使用人兼務役員に業務変更することで、こうしたことが可能になりますので、検討してみてもはいかがでしょうか。

なお、役員のうち代表取締役や副社長、専務、常務、会社の株式を5%超所有しておりみなし役員に該当する者などは使用人兼務役員になれませんので注意してください。

